

大規模小売店舗立地法の概要について

1 大規模小売店舗立地法の目的

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号、以下「大店立地法」という。）は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としています。

2 届出対象

小売業を行う店舗面積が1,000㎡を超える店舗（飲食業、サービス業は除く）

3 大規模小売店舗立地審議会について

大規模小売店舗の立地する周辺地域の生活環境の保持に関する重要事項を調査審議していただくものです。

審議会では、立地法に基づく届出事項について、県からの諮問を受けて御審議いただくとともに、県に答申をいただくこととなっております。

県は審議会の答申を受け、設置者への意見を決定します。

〔主な審査すべき事項〕

- ①店舗周辺の交通渋滞・交通安全に関すること
- ②騒音の発生に関すること
- ③廃棄物の管理に関すること
- ④街並みづくりに関すること
- ⑤防犯に関すること